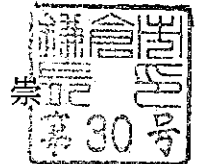


指定公金事務取扱者の指定について
(指定収集袋に係る一般廃棄物処理手数料徴収委託)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者について、次の者を指定公金事務取扱者に指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示します。

令和7年（2025年）12月3日

鎌倉市長 松尾



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所
別紙「指定公金事務取扱者一覧」のとおり
- 2 指定公金事務の対象とする歳入科目
一般廃棄物処理等手数料
- 3 期間
令和7年（2025年）10月1日から令和12年（2030年）9月30日まで
契約締結日が令和7年（2025年）10月2日以降の場合は、
契約締結日から令和12年（2030年）9月30日まで
- 4 備考
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とします。